

工事請負契約書 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>【頭書末尾部分】 <u>この契約の証として、書面又は電磁的記録により契約書を作成する。</u> <u>書面により契約書を作成する場合は、本書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。電磁的記録により契約書を作成する場合は、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保存する。</u> <u>なお、電磁的記録により契約書を作成する場合は、受注者が先に電子署名を行った後、発注者が電子署名を行い、発注者が電子署名を行った日をもって契約締結日とする。</u></p> <p>【注書き】 <u>[注1] 工期の着工日は、電磁的記録により契約書を作成する場合、必要に応じて、「契約締結日の翌日から」と記載すること。完成日は、年月日を記載する。</u> <u>[注2] 電磁的記録により契約書を作成する場合は、「年月日」及び「印」を削除する。</u> <u>[注3] 受注者が共同企業体を結成している場合は、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。</u></p> <p>【約款】 (前金払) 第35条 省略</p>	<p>【頭書末尾部分】 この契約の証として_____本書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p>【注書き】 <u>[注]</u> 受注者が共同企業体を結成している場合は、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。</p> <p>【約款】 (前金払) 第35条 省略</p>

2 省略

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4～10 省略

(部分払)

第38条 省略

2～4 省略

5 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払金の支払いを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6～8 省略

2 省略

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。

4～10 省略

(部分払)

第38条 省略

2～4 省略

5 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払金の支払いを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。

6～8 省略